

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 金融商品取引法
規制の名称： 新規上場に伴う負担の軽減
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 金融庁企画市場局企業開示課
評価実施時期： 令和2年6月10日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進を図る観点から、企業規模が大きく社会・経済的影響の大きな企業を除き、新規上場後3年間に限って、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択できるようにすることで、新規上場に伴う負担の軽減を図るとしていたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時、企業規模が大きく社会・経済的影響の大きな企業を除き、新規上場後3年間に限って、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択できるようにすることで、新規上場に伴う負担の軽減を図ることとされていたが、当該規制緩和後も、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、当該規制緩和がなされなかった場合は、同様に、新規上場に伴う負担が発生していた状態が継続していたものと考えられる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、新規上場後3年間に限って、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択できるようにすることは、新規上場に伴う負担の軽減に繋がることから、当該規制緩和の必要性は認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価において特段の費用は発生しないと想定されていた。
事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績のかい離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、監査免除を選択した企業が免除要件を満たすかどうかの確認に係る費用や、開示書類に対するレビュー対応等の費用が発生するとされていた。
監査免除を選択した企業が免除要件を満たすかどうかの確認や、開示書類に対するレビュー対応等については、有価証券届出書や有価証券報告書提出の審査や、有価証券報告書レビューなどとあわせて行っており、本規制の見直しにより生じた行政費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、内部統制監査固有の確認やレビューに関し、多額の追加費用が発生している状況にはない。

事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、乖離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和以降、監査免除を選択できる新規上場会社のうち約94%の会社が監査免除を選択していることから、新規上場後3年間、内部統制報告書に対する公認会計士監査に係る費用が削減され、新規上場に伴う負担を軽減するという効果が発生している。

なお、直近の新規上場数、当該規制緩和後に上場した会社における監査免除を選択することが可能な会社数及び監査免除を選択した会社数は以下のとおり（当該規制緩和は平成27年5月29日以降）。

年（平成）	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年 (R1年)
新規上場会社数(a)	83	91	103	95	94	105	91
監査免除を選択することが可能な会社数(b)	—	—	56	88	92	95	90
監査免除を選択した会社数(c)	—	—	52	81	87	88	87

※ 各証券取引所からのヒアリング及びウェブサイト並びにeolを基に金融庁作成

※ 外国会社及び東京プロマーケットへの上場銘柄は除く。

※ 重複上場は除く。

※ (b)のうち監査免除を選択しなかった会社の大部分は、組織再編成などにより、実質的に上場会社を承継した会社

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、乖離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和により、監査免除を選択した新規上場会社の負担軽減の程度を把握するために、平成27年6月から12月に新規上場した会社のうち、内部統制監査免除を選択した52社について、有価証券報告書を基に、内部統制監査免除を選択した年（平成27年以降）の監査報酬額と、内部統制監査を開始した初年度の監査報酬額を比較した。その結果、内部統制監査免除を選択した年（平成27年以降）の監査報酬額の平均値は17,141千円、中央値は15,000千円であり、内部統制監査を開始した初年度の監査報酬額の平均値は22,547千円、

中央値は 20,000 千円であった。また、内部統制監査免除を選択した年の平均監査報酬額の合計値は、監査初年度の監査報酬額の合計値よりも約 3 億円少額であり、この額が規制緩和による便益と考えられる。

以上のことから、監査免除を選択した企業において、新規上場に伴う負担が軽減しているものと考えられる。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響として、内部統制における開示すべき重要な不備や訂正内部統制報告書の提出が増加することが考えられる。この点、令和元年（平成 31 年）に提出された内部統制報告書（令和 2 年 5 月 25 日までに提出された訂正内部統制報告書を含む。）を基に、本規制緩和により内部統制報告書提出時に内部統制監査免除を選択した企業（以下「監査免除企業」という。）239 社とそれ以外の企業（以下「監査企業」という。）3,512 社について、内部統制における重要な不備があると開示した企業の割合及び訂正内部統制報告書の提出割合を分析した。その結果、内部統制における重要な不備があると開示した企業の割合については、監査免除企業は 2.1%（5 社）、監査企業は 1.7%（59 社）であった。また、令和元年（平成 31 年）に提出された内部統制報告書を訂正した割合については、監査免除企業は 0.8%（2 社）、監査企業は 0.6%（20 社）であった。以上のことから、内部統制監査の有無により、内部統制における重要な不備及び訂正内部統制報告書を提出する割合に有意な差異は無く、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制緩和により、事前評価時の想定どおり、ごくわずかな行政費用は発生しているものの、新規上場に伴う負担が軽減し、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給の促進をもたらす、我が国における経済の持続的成長の実現に資するという行政費用を上回る便益が発生している。また、間接的な影響も特段見受けられない。よって、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。